解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月二十二日開催の第三回理事会の特別決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

福島県田村市滝根町菅谷字沖田四〇五番地

財団法人菅谷共栄会

清算人　郡司　宗正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

群馬県太田市新野町三一七番地

社団法人太田市農業振興公社

清算人　眞下　武久

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十四年十月二十四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

埼玉県鴻巣市関新田一八一〇番地一

清算法人川里中央土地改良区

代表清算人　金子　一夫

解散公告（第三回）

当社は、平成二十四年十月二十四日愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

愛媛県喜多郡内子町平岡甲一六八番地

内子町土地開発公社

代表清算人　稲田　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市下根子四五五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

岩手県花巻市桜町一丁目四三三番地三

相続財産管理人　弁護士　前田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市中央二丁目三番、最後の住所宮城県岩沼市土ケ崎四丁目一二番三四―一号　被相続人　亡　瀬尾　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号ＥｖｅｒＩ片平丁ビル三階　千代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　公慈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町菅四四二番地一、最後の住所茨城県つくば市上広岡四六〇番地一四　被相続人　亡　楠本捷一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

事務所茨城県つくば市榎戸六七〇番地中田勝也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　康広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市久後崎町字鳩部屋二四番地、最後の住所愛知県岡崎市稲熊町字五丁目一二六番地四　被相続人　亡　服部　利世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

事務所愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル四〇一号杉浦洋史司法書士事務所　相続財産管理人　杉浦　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市夜久野町今西中六三二番地、最後の住所京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内一九番地　社会福祉法人長生園

被相続人　亡　大江　武巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

京都府亀岡市京町一七番地、事務所京都府亀岡市安町釜ケ前二―四―二Ｆ二〇三　秋山司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　秋山　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市萱町四丁目六番地四、最後の住所愛媛県松山市内浜町一六番二五号

被相続人　亡　日野千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

愛媛県松山市大手町一丁目八番地一六　二宮ビル四階

相続財産管理人　司法書士　竹田　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市大字川犬一四六二番地、最後の住所福岡県八女市大字川犬一五一五番地の七　被相続人　亡　政次　直文

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十九日

静岡県静岡市清水区長崎二一〇番地の一

株式会社とらや

代表取締役　石川　善規

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株式の番号
玉ノ井哲也　東京都豊島区東巣鴨町五―一一七三	普通株式　一株	Cろ第一九七号
〃	〃　一株	Cろ第一九八号
富士商会株式会社　愛知県名古屋市千種区内山町二―二二	普通株式　一株	Cろ第二一五号
〃	〃　一株	Cろ第二一六号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号博多東ハニービル七階市川法律事務所

相続財産管理人　市川　俊司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島縣川邊郡川邊町野間四八四五番地最後の住所宮崎県えびの市大字原田四八九番地の六　被相続人　亡　春田　辰彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

宮崎県えびの市大字原田三二一三番地二三

相続財産管理人　鮫島　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市冷水町二三一番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央七丁目五三番一一号　被相続人　亡　土岐千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十九日

事務所鹿児島市吉野町三〇四二番地一〇

相続財産管理人　司法書士　内　俊一